

児童相談所から警察への情報提供に関する意見書

2019年（令和元年）11月21日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

児童相談所と警察の連携は、児童虐待の防止及び虐待を受けている児童に対する援助の観点から重要であるが、児童相談所が保有する児童虐待事案に関する情報を警察に対し全件一律に提供する旨の取決めは、子ども自身やその親、親族等からの自発的な相談を抑制するおそれがあるなど問題があり、妥当でない。児童相談所から警察への情報提供は、児童相談所が当該事案の内容に鑑み、児童の福祉の観点からその必要性を判断すべきである。そして、警察から児童相談所への情報提供の重要性も認識しつつ、児童相談所と警察が各地の実情を踏まえ、児童虐待の発生防止・早期発見にとって真に効果的な、「質」の高い連携の在り方を協議し、実施すべきである。

第2 意見の理由

- 1 現在、全国の都道府県において、児童相談所の保有する児童虐待案件に関する情報を、警察に対し全件一律に提供する旨の協定を締結する動きが進んでいる。2008年（平成20年）に高知県が実施に踏み切ったのが最初であるとされているが、2018年（平成30年）3月に東京都目黒区で発生した虐待死事件を契機に、同様の協定を締結する自治体が増えた。神奈川県、埼玉県などの自治体においては、児童相談所が把握した全ての虐待ケースを電子データ化し、警察も閲覧できるようにしている。
- 2 児童虐待の防止や虐待を受けている児童の保護において、児童相談所と警察の連携及び情報共有の必要性は言うまでもないところである。とりわけ、虐待を受けていると思われる児童の安全確認や安全確保においては重要であって、児童虐待の防止等に関する法律第10条も、児童相談所長は必要に応じ迅速かつ適切に警察署長に対し援助を求めなければならないとしている。
- 3 しかしながら、児童相談所が保有する児童虐待事案に関する情報を、警察に対し全件一律に提供することについては、以下のとおり、虐待防止に資するとは考えにくく、かつ、弊害が大きい。

第一に、児童相談所は、自ら虐待してしまうことに悩む親からの相談を受け

ることも想定されている機関である（児童福祉法第12条第2項，第11条第1項第2号ロ）。児童相談所に相談する親の立場に立つならば，自ら積極的に改善しようと考えて児童相談所の専門的助言を得ようとしたのに，その情報が全て警察に把握されることになると知れば，児童相談所に相談する意欲を失うであろう。

また，親族や子ども自身，地域の住民等が相談する場合であっても，相談した情報が全て警察に提供されることになれば，相談をちゅうちょする可能性は否定できない。

その結果，親などが児童相談所への相談をためらうようになれば，児童虐待の発見や対応が遅れたり，児童福祉法第3条の2の定める保護者の支援にも支障を来したりする可能性があり，かえって虐待を社会から見えにくくする逆効果も懸念される。

第二に，一般に虐待と非行は強い関連性があると言われているが，虐待を受けてきて思春期に至っている子どものなかには，何らか非行（ぐ犯も含む。）にも関わっている者もいる。児童相談所はそのような子どもからも相談を受けべき立場にあるが，こうした背景のある子どもは，児童相談所に相談した内容が警察に筒抜けになるとすれば，児童相談所への相談をちゅうちょするおそれがある。本来，非行の原因となっている虐待を解決することで，非行をも解決できる可能性があるのに，そのような機会を逃すことになり，子どもにとって大きな不利益になりかねない。

第三に，児童虐待に分類される案件であっても，虐待の程度は様々であって，児童の年齢や関係機関の関与の度合いも一様ではない。例えば，「ついつい子どもを怒鳴ってしまった」，「一度，子どもをたたいてしまった」というような事案についても，事実関係の詳細次第では，児童虐待に分類した上で適切に対処すべき事案となり得るものであるが，このような事案について，警察に情報提供することが事案の解決に結び付くとは考えにくい。

そもそも，児童虐待事案を警察に情報提供しさえすれば防止できると考えること自体，合理性に乏しいと言わざるを得ない。先に触れた目黒区の虐待死事件では，警察のみならず検察も関与していながら，痛ましい死を防ぐことができなかった。児童相談所と警察の連携が重要であるとしても，そこで問われるのは一律機械的に提供される情報の「量」ではなく，丁寧な協議に基づく「質」の高い連携であると言うべきである。

第四に，個人情報保護の観点からも疑義がある。

都道府県以外の自治体が設置する児童相談所がその保有する個人情報を警

察組織に提供することが第三者提供に該当することはもちろんであるが、都道府県が設置する児童相談所が警察組織に提供する場合であっても、児童相談所と警察組織が実施機関を異にするため、第三者提供に該当する。この点、最終的には各自治体の条例の定めにもよるが、一般に、条例では人の生命・身体等を守るためにやむを得ない場合を例外事由としており、子どもの生命・身体に危険が及ぶような虐待の場合には、条例上も情報提供が許容されるものと考えられる。しかし、虐待に分類されても軽度のものについては、条例の定める例外事由に該当するか否かについて個別の検討を要するものと考えられ、その内容によっては当該条例に違反するおそれがあると考えられる。

4 この点、厚生労働省は、平成30年7月20日付けで発出した「児童虐待への対応における警察との連携の強化について」（子家発0720第2号通知）において、「子ども虐待対応の手引き」（平成11年3月29日付け児企第11号通知）に掲載されている「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」を活用し、当然に警察に情報提供すべき事案として、①当事者が保護を求めている事案、②当事者の訴える状況が差し迫っている事案、③既に虐待により重大な結果が生じている事案、④次に何か起これば、重大な結果が生ずる可能性が高い事案、⑤虐待が繰り返される可能性が高い事案を列記するとともに、その他、虐待通告の後、速やかな安全確認ができない事案（緊急性に乏しいと思われる場合など一定の例外を認める。）、児童虐待に起因した一時保護等を解除した後の事案などについて、情報提供の対象としている。すなわち、児童虐待の定義に合致するだけで一律機械的に警察に情報提供する仕組みは避け、児童相談所側の主体的判断を確保しながら、その判断に客観性を持たせるべく、具体的な基準を明示したという点で、厚生労働省の通知の姿勢は一定程度首肯することができる。

5 児童虐待対応の要は、児童福祉の専門機関たる児童相談所であって、警察ではない。児童虐待の防止のためには、児童福祉司の量的質的拡充や、体罰によらない子育ての推奨など、児童相談所を中心とした福祉的施策の強化こそが重要である。そして、調査権限及び調査能力が限られている児童相談所としては、事案に応じた警察との連携が有益であって、警察から児童相談所に対する情報提供が適時、適切になされることが望ましい。これと合わせて、児童相談所が必要に応じて警察に対して情報提供し、援助要請することは望ましいことであるが、児童相談所の個別的判断を経ずに、すべからず警察に情報提供するとなれば、児童福祉における警察の役割や児童相談所との関係が変質しかねない。

よって、児童相談所が把握する全ての児童虐待案件に関する情報を全件一律

に警察に提供することは望ましくなく、児童相談所を設置する自治体が安易にそのような対応をとることのないよう求めるとともに、児童虐待の発生防止・早期発見にとって真に効果的な、各地の実情に応じた児童相談所と警察の丁寧な協議に基づく「質」の高い相互連携を確保するよう求める。

以 上